

別表 3

経費の負担区分表

区 分	市	受託者	備 考
施設、設備 設置改修等			(過失が認められる場合は受託者)
調理機器、備品等購入費			冷蔵庫等調理機器 食器・食缶類
食材料費			
光熱水費等	* 1		電気、ガス、水道 (過失が認められる場合は受託者)
消耗品の購入費			(清掃用具等受託者負担分) (別表 4)
衛生管理用品		* 2	ペーパータオル、石鹸、洗剤、消毒液、 害虫駆除剤等(別表 4)
施設清掃・害虫駆除費			
受託者の人件費及び法定福利費			給与等、福利厚生費
受託者の保健衛生費			健康診断・検便等
受託者の被服費・洗濯費			調理用被服、帽子、マスク、前掛け、手袋、長靴、爪ブラシ等(別表 4)
研修に関する費用			
通信機器費及び通信費			
受託者の事務経費ほか			筆記用具、文房具等、休憩室内備品等
その他経費(営業許可に係る経費等)			配送車燃料費等

上記に定めるもののほか新たに「経費の負担区分」として定める事項又は疑義が生じたときは、平塚市と受託者が協議の上、決定する。

* 1 経費節減に努めること。

* 2 使用する洗剤等(別表 4)については、平塚市教育委員会の承認を得たものとする。